

令和7年度

第12回東かがわ市農業委員会議事録

令和8年2月20日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月20日（金）午後1時27分から午後2時22分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（15名）

会長	1番	田村 照栄	10番	黒川 義明
職務代理	2番	砂川 哲也	11番	青木 大明
	3番	三谷 博計	12番	安部 哲弘
	4番	山本 一郎	13番	三井 和彦
	5番	田中 稔	15番	田中 卓臣
	6番	笹井 慎也	16番	池田 正志
	7番	松枝 孝幸	17番	松岡 由美
	8番	榎本 貴之		

4. 欠席委員（2名）

9番	藤本 輝華	14番	松井 委昭
----	-------	-----	-------

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について
報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第4号 農用地利用計画変更申出の意見決定について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第7号 地域計画変更申出に係る意見聴取について
議案第8号 地域計画ブラッシュアップに伴う変更について

第3 その他

3月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

水口 経 塩田佐知子 黒田 寛子 田村 美里 安部 俊貴

事務局	<p>失礼いたします。報告第2号 使用貸借終了農地返還通知についてご説明いたします。議案書は2ページになります。今月は2件の報告がございます。</p> <p>初めに、申請番号1番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は581平方メートルになります。令和7年6月から3年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、水はけの悪い農地であり、耕作不便のため合意解約となります。なお、今後は地元農業委員の三谷委員が保全管理のみ行ってくださるとのことです。</p> <p>続きまして、申請番号2番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は175平方メートルになります。令和7年6月から3年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、こちらも同じく水はけの悪い農地であり、耕作不便のため合意解約となります。こちらの農地も、先ほどの申請番号1番の農地の隣接農地のため、今後は同じく三谷委員が保全管理のみ行ってくださるとのことです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。この案件につきましても、双方合意の上での書類提出となっております。</p> <p>何かご質問等はございませんでしょうか。どうぞ。</p>
三谷委員	<p>私も農業委員としてやっぱり責任も感じとるし、ちょっと若干違うんが、保全管理じゃなしに稲を作ります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
三谷委員	<p>いや、いいんです、いいんです。建前は保全管理やけど、実際は作ります。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
三谷委員	<p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほかにご意見等はございませんでしょうか。ないようでしたら、お認めいただけますでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>三谷委員、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月2件ございます。事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>失礼します。それでは、議案第1号 農地法第3条、許可申請について説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。交換の案件となるため、申請番号1番と2番は譲渡人、譲受人が反対の同一案件となっております。</p> <p>それでは、申請番号1番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の畑、面積65平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、耕運機、田植機、トラックを各1台所有していま</p>

	<p>す。申請農地取得後の経営面積は3,871平方メートル、農作業歴は45年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■の畑、面積36平方メートル。農地取得後の作目は柿。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は7,567.47平方メートル、農作業歴は45年、通作距離は1キロメートル、農作業常時従事日数は150日となっています。</p> <p>以上の2件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>議案第1号の事務局の説明が終わりました。ご審議を賜ります前に、申請番号1番、2番、関連がございますので一括で上程をいたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、申請番号1番、2番、一括上程をいたしたいと思ひますので、地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。</p>
山本委員	<p>失礼します。この交換案件ですが、ちょっと説明いたしますと、今のJR、旧国鉄時代に遡ります。国鉄が高徳線ができたのが大正14年の着工で、完成したのが昭和10年です。その時代の耕作したときに、ちょうど田んぼの真ん中を国鉄が走ったと。北と南で田んぼが分かれた次第で、ちょうど端っこ端っこがお互いもう入れ合わせにせんかいう話だったらしいんです。どちらもよそから嫁に来て、そういう話はじいさんから聞いたんやと。明言はしてないんやが、なあなあで来とったと。これが発覚したのが、去年の年末に事務局のほうから、耕作放棄地があるんでちょっと整理しないかいうんで私が関わって、これ何かおかしい、何でこんなとこに半端があるのかなといたらそういう案件でございまして、これ一遍もう整理せんといかないうて■■■■さんが言ひまして、もう■■■■いうんは親戚関係でも何でもないんですが、そう言い出しまして修正していくようになった次第でございませす。特に問題はございませせん。</p>
会長	<p>ありがとうございます。議案第1号、申請番号1、2番につきまして、ただいま地元委員のほうから説明がございまして、何ら問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思ひますが、ご異議、ご質問等はございませせんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということで、許可相当として証明いたしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、</p>

	<p>2件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第2号 農地法第5条、許可申請についての説明をいたします。議案書は4ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は令和7年度第9回11月開催農業委員会の資料の地域計画変更と同内容のため、省略しております。</p> <p>譲渡人は■■の■■様、譲受人は■■の■■ ■■、■■、■■様でございます。申請地は■■、田、1,683平方メートル。■■から西へ約750メートル。■■から■■ ■■を南に約140メートルに位置する第2種農地で、転用目的は太陽光発電設備でございます。この度、太陽光発電施設設備用地を探していた転用事業者と、年齢とともに農地の管理に困っていた所有者との話し合いがまとまったものであります。排水については雨水は自然沈殿、汚水の発生はありません。また、敷地は整地し現状のまま使用いたしますので、新たな土砂の流出や堆積等のおそれはありません。11月の地域計画の変更申出時には、申請地のすぐ隣、東側の農地への進入路がなく、耕作困難になってしまうのではないかと懸念いたしておりましたが、申請地内の太陽光のパネルの南側に農業用の車両等の進入路を設けており利用可能ということで、近隣の農地の耕作者とも協議済みでございます。土地改良区、地元の水利組合等、周辺の同意も得られております。</p> <p>申請番号2番、議案書資料は令和7年度第10回12月開催農業委員会の議案書資料の地域計画変更1と同内容のため、省略いたしております。</p> <p>譲渡人は■■の■■様、譲受人は■■の■■様でございます。申請地は■■、田、415平方メートルでございます。■■から■■南へ約1.1キロに位置する第2種農地で、転用目的は非農家の自己住宅でございます。子どもの成長に伴い、現在の住まいが手狭になったことから、日当たりも良い閑静な住宅地で■■、■■等、交通のアクセスも良く、良い環境だと判断し、申請地に新築するものでございます。排水については雨水は申請地西側に新設するU型側溝を経て北側水路に排水し、汚水は西側の既設の污水管に排水する計画となっております。また、土地の造成については花崗土で地盤改良し、周辺の農地にも係る営農条件に支障を生ずるおそれはありません。隣接農地関係者との調整もできており、土地改良区、地元の水利組合等、周辺の同意も得られております。</p> <p>以上、2件の申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であることから、計画は適当であると思われまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第2号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますが、まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろし</p>

	<p>ございました。</p> <p>この件に関しまして、ご意見等はございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということで、適当である旨を答申したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用計画変更申出の意見決定について、2件ございます。事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農用地利用計画変更申出の意見決定についてご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。今月は農用地区域からの除外が2件です。</p> <p>申出番号1番、議案書資料は1ページから4ページです。</p> <p>土地の所有者は■■■■の■■■■様、申出地は■■■■、田、1,000平方メートルのうち100平方メートルでございます。■■■■から南東に約350メートルの第2種農地でございます。変更後の利用目的は宅地拡張です。平成6年頃、自宅東に隣接する自己所有の田の一部を宅地造成し、テラスを建築して自宅敷地と一体で利用していたものでございます。最近、転用の許可を得ることなく建築していたことが分かり、是正するものでございます。</p> <p>申請番号2番、議案書資料は5ページから8ページです。</p> <p>土地の所有者は■■■■の■■■■様、申出地は■■■■の畑、520平方メートルのうち108平方メートルでございます。■■■■沿いで、■■■■の隣に位置する第2種農地でございます。変更後の利用目的は、宅地拡張です。この案件は、今年度の第4回6月開催の総会で1度ご審議いただいたものでありますが、県に進達する際に面積的などころで差し戻しがあったものでございます。この度、うち除外面積を213平方メートルとしていたところ108平方メートルに変更し、再提出されたものでございます。所有者の父が、今から20年ほどの前の平成17年頃、申出地に隣接する宅地に納屋と住宅を建てており、その納屋への進入路と住宅用地内にはできなかった合併浄化槽の設置と駐車場を無断で農地に造ってしまい利用してきたものでございます。現在は両親共に亡くなっておりますが、所有者が帰省する際に利用しているということでございます。相続等で土地の整理をしていたところ、無断転用が明らかになったため是正するものでございます。排水については雨水は雨水枡を設置し、既存の雨水枡を通して私道内既存の重圧管から水路に放流し、汚水については北側農道内にある既存の污水管を利用して、私道内集落排水管に流すという計画となっております。土地改良区、地元の水利組合等、周辺の同意も得られております。</p> <p>以上の2件の案件については、事業に必要性、緊急性があり、農用地区域からの除外する面積も妥当な規模であるほか、周辺の土地利用から見ても適当性が認められ、ほかに代替する土地もなく農用地の面的な集団性も失われ</p>

	<p>ないことから、農用地区域からの除外は相当と思われま す。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
	(異議なし)
会長	<p>議案第4号の説明が終わりました。ご審議いただきたく 思いますが、まずご審議いただきます前に、地元委員の補 足説明をよろしくお願いいたします。まず申請番号1番を 議題といたします。よろしくお願いいたします。</p>
田中委員	<p>平成6年に親から宅地を受けたそのときに、農業委員 会に、これぐらいだったらいける、構いませんというこ とで、当時の農業委員会は今ぐらいだったらいけるでし ょうということによって造成したということで、本人はそ れは知らなかった。親の人がそういう農業委員会のほう に相談したら、いけるでしょうということで申請して、そ のまま本人は知らんと、そやけん、テラスを造成したと きにそういうことが分かって、今回の申請に至ります。別 に問題ないと思います。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいま、地元委員のほうから ご説明があったとおりでございます。 この案件につきまして、ご異議、ご質問等はございま せんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員 の補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
松枝委員	<p>それでは説明させていただきます。先ほど事務局から言 われましたように、この案件につきましては去年の6月に提 出された案件だということで、後でそれが通りよったけ ん気がつきまして事務局に確認したところ、先ほど事務 局がおっしゃったように、県のほうがちょっと面積が大 き過ぎるということで差し戻しがあったということでござ いますので、何ら内容的に変わっておりませんので問題 ないと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましても、 問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたく思いますが、ご異議、ご質問等は ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。議案第4号につきましては、全 て異議なしということで認めてまいりたいと思います。 続きまして、議案第5号 非農地証明願について、2件 ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。それでは、議案第5号 非農地証明願につ いて説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は9ページから11ページです。 申請人は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■の田、17平方メ</p>

	<p>ートル。■■■■から東に約100メートルに位置する農地で、第3種農地です。農用地区域外の2アール未満の農地を農業用施設に供するもので、昨年12月の総会で審議したものと同様の案件となります。</p> <p>続きまして、申請番号2番、議案書資料は12ページから15ページです。</p> <p>申請人は、■■■の■■■様、申請地は■■■■ほか1筆の畑、合計面積561平方メートル、■■■■から西に約300メートルに位置する農地で、第3種農地です。51年間管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。</p> <p>以上の2件の申請については、農地としての復旧が見込めないため、非農地証明は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第5号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思えます。</p> <p>まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明よろしく願います。</p>
田中委員	<p>この倉庫を建てたのが昭和62年頃で、■■■さんといって、今は亡くなっていないんですが、使用者は■■■さんが使っていて、■■■さんがその土地を■■■さんの土地と一緒に知らないで建てて、最近それが分かりました。それを非農地証明書を出していったんですけど、話聞つきよってもちとこっちも飲み込めんようなところがあって、■■■さんが■■■さんの土地とまたがって建てたいうんやわ。だけん、それを今まで■■■さんが知らなくて、■■■さんが使っていたんですけど、■■■さんが亡くなってから、その倉庫を■■■さんが使うようになって分かったということです。別に問題ないと思えます。よろしく願います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては、ただいま地元委員のほうからご説明がございました。問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思えますが、ご異議等はございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願います。</p>
会長職務代理者	<p>それでは、説明させていただきます。先日、現場のほうに行きまして確認しましたところ、添付資料のとおり写真のように、もう木が生い茂っておりまして、もう山林化しておりますので、これを再度開墾していくまではなくていいと思えます。非農地証明で結構かと思っております。よろしく願います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましても、ただいま地元委員のほうから問題はないというご回答を頂きました。</p>

	ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。議案第5号につきましては、全て異議なしということで非農地として認めてまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月更新1件、変更1件でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第6号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてご説明させていただきます。議案書22ページをご覧ください。今月、更新と変更1件ずつありまして、まず1件目、更新についてご説明させていただきます。</p> <p>東かがわ市■■■■■在住の■■■■■様、目標営農類型は水稻とパセリ、アスパラガスの栽培を中心とした複合経営です。今後は借入れにより規模を拡大するとともに、施設野菜の病害虫の予防、高温対策による所得向上を目指します。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は420万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。</p> <p>続きまして、変更です。変更は、東かがわ市■■■■■在住の■■■■■様で、目標営農類型はホワイトアスパラ、ブロッコリー、青ネギの栽培を中心とした複合経営です。■■■■■様は令和6年に既に認定を受けており、この度、借入れ面積の増加による計画の変更を行うものです。変更点を踏まえまして、5年後の主たる従事者の1人当たりの年間所得は553万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。</p> <p>なお、本計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で計画の作成を行っております。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご説明のございましたとおり、更新と変更それぞれ1件でございます。行政、本人、それぞれの機関と指導を仰ぎながらの計画の提出となっております。</p> <p>皆様方、この2件につきまして、ご異議等はございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。議案第6号につきましても異議なしということで、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第7号 地域計画変更申出に係る意見聴取について、3件でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第7号 地域計画変更の申出についての説明をいたします。議案書の23ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は本委員会の計画変更除外①と同内容であるため省略させていただいております。</p>

	<p>土地所有者は■■■の■■■様、申出地は■■■、田、1,000平方メートルのうち100平方メートルでございます。こちらのほうは既に現況が宅地となっておりますので、農地から外し是正するものでございます。議案第4号の農用地利用計画変更申出の意見決定、農振除外の申請のほうで説明済みですので、以下は省略させていただきます。</p> <p>申請番号2番、議案書資料は16ページから18ページでございます。</p> <p>申出人は■■■の■■■様、借り人は■■■で■■■を営む■■■様でございます。申出地は■■■、畑、300平方メートル、■■■沿いにある第2種農地であります。土地の利用者は、申出地のすぐ北側でご夫婦で施術院を営んでおりますが、現在、駐車場が2台しかなく、4年ほど前から近隣で駐車場を探していたが見つからず、営業に支障をきたしていたということでございます。相続で受けた農地を耕作することなくそのままになっていた申出地ですが、この度、貸し駐車場にするということで■■■様が借り受けることになったということあります。近隣に農地はなく、露天駐車場のため、日照、通風にも支障を及ぼすおそれはないということでございます。</p> <p>申請番号3番、議案書資料は本委員会の計画変更除外②と同内容であるため、省略させていただいております。</p> <p>土地の所有者は■■■の■■■様、申出地は■■■の畑、520平方メートルのうち108平方メートル。変更後の利用目的は宅地拡張です。こちらは無断転用がわかり、是正するものでございます。この用地に関しましては、先ほどの農用地利用計画変更申出の意見決定のほうでも説明させていただきましたので省略させていただきます。</p> <p>以上、3件、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第7号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思えます。</p> <p>まず、申請番号1番を議題といたします。よろしくお願いいたします。</p>
田中委員	<p>先ほど無断転用の分で話したんと事實は同じで、変わりはありません。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
松枝委員	<p>それでは説明させていただきます。土地の所有者の■■■さんとちょっと連絡が取れませんでしたけど、借り人の■■■さんとお話をさせていただきました</p>

	<p>ていろいろお話を聞いたところ、やはり■■■さんのほうも駐車場を探していたところ、■■■さんのほうが、草が生い茂っておりますのでどないかしたいということで話をしたところ、双方が納得をして今回申請に至ったわけでございます。ただ、若干、現地を見ましたところ、西側の境界がもうすぐ宅地なんですけど、境界線が全く確認できません。できましたら転用までに、ブロックというわけでは、杭なり境界が明示できるようにしとっていただいたほうが後々面倒なことが起きないだろうと思いますので、どうかよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましては、地元委員のほうから、境界線の是正をするようお願いをしたいというお申し出がございました。そのほかにつきましては問題はないというご回答であったと思いますが、ご異議、ご質問等はございませんか。どうぞ。</p>
三谷委員	<p>境界線というんは、市役所でここというんは当然分かるんですかね。変な質問かも分からんけど、双方に打つ場合、言い伝えとかそんなんでなしに、もう地籍で残っとんかな、もう。</p>
会長	<p>ちょっと事務局のほうから回答お願いします。</p>
事務局	<p>恐らくと言うたらあれなんですけど、この転用の許可、申請が上がってきたときには、必ず土地家屋調査士によって測量とかをしていると思うんです。何か近隣の人とも立会でしたりすることもあるようなので、その場合は間違いなく境界がきちっとできるのかなと、杭を打ってするような形になつとると思います。</p>
三谷委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。ほかにご質問等はございませんか。 ないようでしたらご審議に移りたいと思いますが、認めていただけますでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましては、認めてまいりたいと思います。 続きまして、申請番号3番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。</p>
松枝委員	<p>それでは説明というか、先ほどもお話ししたとおりでございますので、別段報告という意味合いはありませんので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>申請番号3番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。議案第7号につきましては、全て異議なしということで認めてまいりたいと思います。 続きまして、議案第8号 地域計画ブラッシュアップに伴う変更につい</p>

	て、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>失礼します。それでは、議案第8号 地域計画ブラッシュアップに伴う変更について説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。</p> <p>地域計画は1年に1回程度のブラッシュアップをする必要があり、もうこのブラッシュアップというのは全体的な改善とか修正という意味の言葉になるんですけども、そういった変更の際して議案とするものになります。第7号の議案と同じ地域計画の変更ではありますが、別の議案としているのは、申請があったものではなく、地域計画の内容の見直しに当たり、農地としての利活用の見込みのない土地を市として除外するためです。</p> <p>変更点は大きく分けて2点あります。</p> <p>1点目は、所有者が官公庁かつ現況地目が非農地の土地の除外、そして登記地目が非農地の土地の除外です。除外した地番は別添資料、ちょっとデータの容量が多いのでダウンロードURLとさせていただきますが、別添資料のとおりとなっております、具体的な地目としては道路や水路、河川、その他公共施設用地となります。全体で変更した筆数が4,428筆、合計面積が52万780.48平方メートルになります。</p> <p>2点目は、策定時から現在までの貸借状況の反映です。農地機構へ貸し借り、貸借の手続があったものを地域計画に反映しております。なお、1筆ごとのデータ、ダウンロードできるURLをお送りしてるんですけども、私のほうで紙でも一部は用意しておりますので、総会終了後に興味ある方はお声がけください。</p> <p>以上の2点の申請につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき意見を求められており、適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま議案第8号のほう、事務局のほうからご説明がございました。多数の筆数になっておりますが、現況地目非農地の土地の除外、また貸借状況の反映等につきましてご説明がございました。皆様、ご理解いただけましたでしょうか。またご質問等がございましたら、今お受けしてもよろしいし、また個別に事務局のほうへお申し出いただいても結構かとは思いますが、今ここでご質問……。</p>
三谷委員	<p>ちょっと変な質問になるかも分かんけど、私、担当の2番目ですね。この②のところ、坂元・南野・黒羽ということで、これは無知ですから問います。経営体数が19から26になつとるでしょう。これ、経営体数いうてどうということですか。</p>
会長	事務局のほうから説明よろしく。
事務局	<p>そしたら、ちょっと説明させていただきます。ここに書いてある経営体数というのが、農業を担う者、地域計画で位置付けられている農家になるかどうかというところで、令和7年、これが策定時の数字、19という数字です。</p>

	<p>家族経営協定とかだったらまとめてやったりとかはするんですけども、一応その認定農業者の方とか新規就農者の方と、その際、4月から6月の相對の更新者の方を、その際、地域計画上で色を塗っているような、農業を担う者として位置付けさせていただいております。</p> <p>令和8年が、これがもう現在の状況なんですけども、単純にもう令和7年の19から相對の更新があったものがもう単純にまず増えておるとい形になるので、7人とか7経営体が増えておるとい形になります。この方たちは、新しく地域計画に色を塗って位置付けられております。</p>
砂川職務代理	これ、個人や営農集団も入っとんかな。
事務局	入っております。
事務局	一経営体というのが、1人も一経営体ですし、集落営農の1つも一経営体、家族協定をしとる人は一経営体、家族で一経営体というカウントです。
三谷委員	3反とか5反で食べるだけ稲作ととる人とかいろいろあるだろうけど、入っていないことやな。だけん、何か今言よったように、地域計画にのっとって集落営農とか法人とか認定とか担い手とか、そういう人を中心にしとると。答え合うとんかいな。
事務局	そういうことじゃなくて、地域計画が10年後の計画というものになりますので、大規模に農業をされてる方とか、新しく貸借の更新があった方を中心に色を塗らせていただいているような状況になります。
三谷委員	ということは、ほんで増えとるね。みんな、これ見たら。
事務局	そういうことです。そうです。
三谷委員	あえて増えるんですか。当然、これやることによって増えたんですか。
事務局	いや、貸借の更新があったために、もう増えておるとい状況ですね。
三谷委員	地域計画みたいなんしたけん増えたようになった。
事務局	そうです。農業を担う者が耕作している面積とか、単純にもう農業を担う者が増えておりますね。
三谷委員	そしたら、農家する人が増えたん。まあまあ、いやちょっと違うけど。
事務局	というのではなく、もう単純に地域計画というその計画上の農業を担う方が増えておるといことになります。
三谷委員	ですね、計画上やね。
事務局	そもそもが、もともと地域計画を策定したときには、その地域でお呼びしてた方が、主に認定農業者とか認定新規就農者の方だったんですね。なので、最初のときにはその方が貸し借りをしているとこに色が付いていたので、例えば今、三谷委員のご質問の、認定ではないんだけど借りて作られている人もおられると、相對だけで契約されてしている方とか、あと今ちょっと載ってないんですけど自作の方とか、そういうのは載ってないという状態なんです。更新、相對契約から今度もう農地機構に契約の形態が変わっていつて

	更新を迎えたタイミングで事務局のほうでその相對契約、認定農業者じゃないんだけども貸し借りがある、農地の契約をして貸し借りをしてる方を載せていってるんで、増えているような状態という。
三谷委員	それならば、農家人口というか、ば一っところ各地区増えよるという意味ではないということを取ったらええね。
事務局	おっしゃるとおりです。
三谷委員	いやいや、これ勘違いしとった。経営体が……。
事務局	増えていってるのかなというふうに……。
三谷委員	19から26になった、25から28になったいうたら……。
事務局	そうです。はい、増えてるように……。
三谷委員	東かがわの農家、農業が元気が出るとという、そういう意味に取ったらいかん。はい、分かりました。
池田委員	本来は減らないかんのですよね。
会長	集積するためにはね。でも、今回、農業を担う者というのもこの経営体数の中に入れてくれたけん。
池田委員	この案件が出てきて、出てきたのを全部カウントするから自然に増えとるだけで。
三谷委員	そういうことやな。
会長	そういうことです。
池田委員	本来の地域計画は減らしていかないかんのですね。
会長	はい。地域計画としたら減らして大きくまとめていくのがあれやけど、それが全部今のところ難しくなってきたんで、農業を担う者もカウントされるようになりましたんで、まあ言うたら昔から言う、お仕事に行きもって農業をなさって農地を借りていくという方々も農業を担う者として認めてもらえるようになったんで、そこらの小っちゃな山間地の辺りだったら、やっぱりそういうようなことでなかったら農地を守ってもらえないので、そういうところもされたのかなと思っております。
池田委員	地域計画の基本から言うたら逆行しよると。
会長	そういうことです。
砂川職務代理	管理機構ができて、まあ僕のところもそうやけど、やっぱりもう機構に協力してもらう、もうそっちに移行していきよるわけや。ほんなら、昔、闇小作いうんかな、もう個人の相對で貸借をしよった、もうそういうところの面積がもう今回、それは僕のところでないところでも今言う全部の資料としてここに上がってくるけん、こういう数字が出てくるんかなと思う。
三谷委員	今ので特によう分った。
砂川職務代理	そういうことだと。
三谷委員	新たな仕組みが入ったけん、あえて変わってきたよということ。

砂川職務代理	うん、機構ができてな。
三谷委員	何も元気は出とらんということ。
会長	ほかにご質問等はございませんか。もしまた納得いかないようなことがございましたら、単独でも事務局のほうは対応してくれると思いますので、そちらのほうで対応させていただいたらと思います。 議案第8号につきましては、お認めいただけますでしょうか。ご理解いただけましたでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 それでは、皆様方のご協力を得まして、日程第2のほうのご審議は無事通過させていただきました。 続きまして、日程第3 その他3月の農業委員会について、事務局のほうよりよろしくお願いいいたします。
事務局	失礼いたします。次回農業委員会の日程については、来月3月20日が金曜日ですが祝日でございますので、土曜日にもまたお休みになりますので、前倒しで19日の木曜日、午後1時30分から、ここの3階大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。
会長	3月の日程につきまして、ただいま事務局のほうから、3月の19日木曜日、1時30分から本会場にて開催するということのご報告がございました。19日でございます。20日祭日でございますので、ご日程のほうをどうぞよろしくお願いいいたします。 事務局のほうから何かございませんか。
事務局	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら、本会を閉会させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、職務代理のほうから閉会の言葉を申し上げます。
会長職務代理者	～会長職務代理者あいさつ～